

車の変更・廃車手続は、3月31日^木までに

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

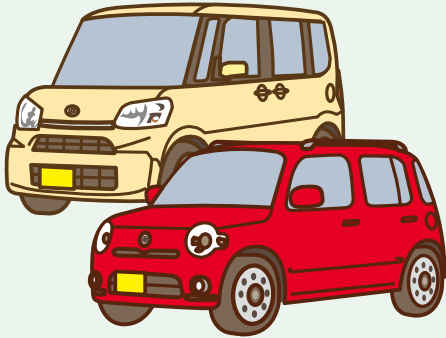
軽自動車税種別割は、4月1日の軽自動車の所有者に納税義務があります。そのため、変更・廃車手続きは、3月31日までをお願いします。

変更手続き

- 引越などで住所が変わったとき
- 譲渡などにより所有者が変わったとき

廃車手続き

- 故障などにより車を処分したとき



受付窓口は以下のとおりです。

なお、手続に必要なものは、それぞれの受付窓口へお問い合わせください。

車 種	受付窓口
原動機付自転車（排気量 125cc 以下） 小型特殊自動車（農耕用など）	税務住民課 ☎ 0968（86） 5723 住民課 ☎ 0968（34） 3111
三輪の軽自動車 軽四輪貨物車、軽四輪乗用車	熊本県軽自動車協会 ☎ 050（3816） 1758 〒 862-0902 熊本市東区東本町 16-3
二輪の軽自動車 （排気量 125 超～250cc 以下） 二輪の小型自動車（排気量 250cc 超）	九州運輸局熊本運輸支局 ☎ 050（5540） 2086 〒 862-0901 熊本市東区東町 4-14-35

※原動機付自転車や小型特殊自動車を役場で手続きする場合に必要なもの

- （1）新規登録・変更時・・・販売証明書または譲渡証明書と身分証明書。
- （2）廃車時・・・・・・・・・・ナンバープレートと身分証明書。

国民年金保険料学生納付特例のお知らせ

問 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

国民年金は二十歳の誕生日の前日から加入になりますが、学生でお支払いが困難な人などには、申請により保険料の納付が猶予される制度があります（学生納付特例制度）。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

申請される場合は、日本年金機構から二十歳になった際に届く封書内の申請書により郵送申請されるか、役場で申請手続きを行ってください。

【対象者】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業などの理由がある人。

※所得の目安 = 128万円+（扶養親族の数×38万円）

【申請に必要なもの】

在学期間がわかる学生証のコピーまたは在学証明書の原本

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税非課税世帯や令和3年1月から12月中に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中でも受給できる場合があります

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給開始時期

令和4年3月

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員が令和3年度
「**住民税非課税**」の世帯
※課税者の扶養となっている人は対象外です

令和3年1月以降の収入が減少し
「**住民税非課税相当**」
の収入となった世帯（家計急変世帯）

和水町から
確認書を発送しています（要返送）
※一部申請が必要な場合があります
（令和3年1月2日以降転入された人がいる世帯）
令和3年12月10日時点で住民登録のある世帯へ確認書を交付
しています。

支給手続き「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年9月30日金まで
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。
お問合せ先 本庁健康福祉課 福祉係 0968・86・5724

支給手続き「Ⅱ」へ

給付金の支給手続き

Ⅰ 令和3年度住民税が非課税の世帯

世帯の全ての人が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、和水町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書を発送しています。
- 中身を確認して、同封している返信用封筒により、健康福祉課に**返信してください**。

【確認事項】①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか等
②市町村民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯ではないこと



世帯の中に、令和3年度の課税状況が不明な人がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書を発送しています、必要事項を記入して、添付書類と一緒に本庁健康福祉課または支所住民課に直接ご提出ください。



Ⅱ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税非課税水準以下であることを指します。
詳しくは、**税務住民課（☎0968・86・5723）**へお問い合わせください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。※申請書は、本庁健康福祉課、支所住民課の窓口に準備しています。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに本庁健康福祉課または支所住民課に提出ください。

！ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
☎0120・526・145
受付時間 午前9時～午後8時

和水町健康福祉課
「非課税世帯等臨時特別給付金」
福祉係 ☎0968・86・5724
受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

和水町税務住民課
住民税に関すること
町民税係 ☎0968・86・5723